

「議案第 46 号 平成 29 年度千代田区各会計歳入歳出決算の認定について」に対する 附帯決議

第 3 回定例会において設置された決算特別委員会において、平成 29 年度千代田区各会計歳入歳出決算書附属書類（財産に関する調書）における「3 債権」の「生業資金貸付金」の「決算年度末現在額 30,298,760 円」と同事項別明細書における歳入「生業資金貸付金元利収入」の「収入未済額 27,116,680 円」について、すべての債権が償還期限を経過しているにも関わらず大きな差異があることが監査意見報告書により指摘され、また、当委員会における決算審査の過程で「生業資金貸付金」の「決算年度末現在額」に誤りがあることが明らかになった。更に、その他の貸付金の決算年度末現在額にも誤りの恐れがあることも明らかになった。

議案第 46 号を継続審査する第 4 回定例会において、執行機関から真正な債権額の提示及び基本的な再発防止に対する基本方針が示されたが、より具体的な不納欠損処理の事務手続き等の実行に基づく適正な会計処理は平成 30 年度末までに行うといった課題が残ったままである。

しかしながら引き続き詳細な調査も可能ではあるが、更なる調査には膨大な時間を要することが想定されることから、決算審査結果を区民生活にとって重要な来年度予算に反映するには、今定例会で一定の判断をすべきと思考するものである。

よって、平成 29 年度千代田区各会計歳入歳出決算の認定にあたり、執行機関に対し以下のことを強く求めるものである。

- 1 真正な「決算年度末現在額」を基に、早期に会計上の事務処理を行うとともに、区議会に十分な説明を果たすこと
- 2 専門的な知見により債権管理に関する事務手続きを確立し、区議会に報告したのち行うこと
- 3 債権管理条例制定を視野に入れ不納欠損処理に至るより具体的な事務手続きを確立し、区議会に報告したのち行うこと
- 4 適切な会計処理に係るシステムを早期に構築し、債権管理に努めるとともに区議会に報告すること

以上、決議する。

平成 30 年 12 月 12 日

千代田区議会